

船舶事故調査報告書

平成22年4月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成21年9月21日 14時41分ごろ
発生場所	山口県周防大島町明神鼻西方沖 大磯灯台から真方位303° 250m 付近 （概位 北緯33° 57.3′ 東経132° 10.5′）
事故調査の経過	平成21年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 啓洋丸、498トン 140806、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 啓洋海運株式会社 76.22m×12.30m×7.00m、鋼 ディーゼル機関、1,323kW、平成20年6月7日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和48年3月30日 免状交付年月日 平成20年12月24日 免状有効期間満了日 平成26年7月26日
死傷者等	なし
損傷	船首側船底に5カ所の破口、Fr65～バルバスバウ（Fr121）に至る凹損及び擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、石灰石約1,500トンを積載し、船首約3.46m船尾約4.66mの喫水で、山口県大島瀬戸 <small>おおぼたけ</small> に向けて東進中、一等航海士（以下「航海士A」という。）が大島瀬戸の通航状況を見学するため、祝島 <small>いわい</small> の少し手前で昇橋した。 船長は、二等航海士（以下「航海士B」という。）の当直時間であったが、大島瀬戸の通航に備え、操船指揮をとるため、本船が祝島に並んだころ昇橋した。 船長は、操舵室の右舷側前面で自ら操船指揮をとり、航海士Bを手動操舵に当たらせ、航海士Aは、操舵室の左舷側で大島瀬戸の通航状況を見学していた。 船長は、平成21年9月21日14時34分ごろ、大磯灯台から259°（真方位、以下同じ。）2,130m付近で、レーダーやGPSで船位を確認しないまま、約073°の針路に定め、約11.2ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）として右方にある大磯灯台に注意しながら航行

	<p>した。</p> <p>船長は、乗揚の30～40秒前、大磯灯台から284°450m付近で、予定の変針場所に到達したものと思い、レーダーやGPSで船位を確認しないで、085°の針路を航海士Bに指示した。</p> <p>航海士Aは、約085°の針路により、本船の船首が計画針路より右方を向いていることを不審に思い、海図で確認するため操舵室後方の海図台へ向かった。</p> <p>本船は、約085°の針路及び約11.2knの速力で航行し、14時41分ごろ、大磯灯台から303°250m付近の岩礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、航海士A及び航海士Bに船体の点検を命じ、14時45分ごろ、海上保安部及び安全統括管理者に連絡した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風速 3.1m/s、気温 28.0℃</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期（潮流：西流2.5kn）</p>	
その他の事項	<p>船長は、本事故の前日に宇部港において、大島瀬戸通航に備え、海図（W152）上に予定の針路線を記入しており、戒善寺礁灯浮標（北方位標識）（以下「本件灯浮標」という。）の存在を認識していたが、事故時には見過ごした。また、航海士Aは、本件灯浮標を航路の中央標識（センターブイ）と誤認しており本件灯浮標の右側を航行しようとすることに不審を抱かなかつた。なお、本件灯浮標は、上部が黒色、下部が黄色のやぐら形の形状であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、周防大島町明神鼻西方沖を大島瀬戸に向けて東進中、本件灯浮標（北方位標識）の南方の岩礁が広がる海域に向けて航行していることに気付かなかつたものと考えられる。</p> <p>本船は、視界が良好で周囲に他船もなく、目視による見張りだけで良いと判断し、レーダーやGPSを活用して船位を確認しなかつたことから、本件灯浮標の南方の岩礁に向けて航行したものと考えられる。</p> <p>船長は、大磯灯台に意識を集中していたため、本件灯浮標を見過ごした可能性があると考えられる。</p> <p>航海士Aは、085°の針路により、本船の船首が計画針路より右方に向いていることを不審に思った際に、速やかにそのことを船長に伝えれば、本件灯浮標の見過ごしを船長に気付かせた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、周防大島町明神鼻西方沖を大島瀬戸に向けて東進中、レーダーやGPSを活用して船位を確認しなかつたため、本件灯浮標の南方の岩礁が広がる海域に向いて航行していることに気付かず、同岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	

本船がレーダーやGPSを活用して船位を確認しなかったのは、船長が視界良好で周囲に他船もなく、目視による見張りだけで良いと判断したことによるものと考えられる。

船長が本件灯浮標の存在に気付かなかったのは、右方にある大磯灯台に意識を集中していたため、周囲の見張りを行っていなかったことによる可能性があると考えられる。